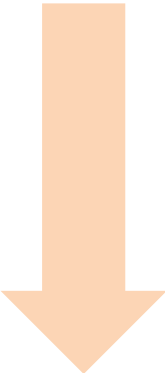


Webサイト等による行政情報の提供・利用促進に関する基本的指針 概要

平成16年 行政情報の電子的提供に関する基本的な考え方（指針）

背景：インターネットが普及し、各府省でもWebサイトが行政情報の提供手段として定着

各府省のWebサイトにおける提供情報の種類（組織・制度、報道発表、統計、白書、予算・決算等）、提供方法について、共通的な取組として指針を策定

- 
- ・インターネットの更なる普及拡大
 - ・行政情報について「明確な利用ルールの下安心して利用したい」「データとして加工利用したい」「分かりやすく提供してほしい」等の要望

平成25年 世界最先端IT国家創造宣言（閣議決定）

- ・二次利用を促進する提供ルールの整備
 - ・コンピュータで判読可能なデータ形式での提供
 - ・利便性向上のためのWebサイトの見直し 等
- 新たな取組がスタート

「Webサイト等による行政情報の提供・利用促進に関する基本的指針」としてリニューアル

【新たに明記】

●公共データの民間開放（オープンデータ）

二次利用可能なルール（著作権に関する政府標準利用規約）の適用拡大、コンピュータの判読に適したデータ構造・形式での提供拡大、データカタログサイト（DATA.go.jp）による横断的案内・検索、API等の自動提供機能の拡充

●Webサイト構築の技術的要件

府省共通のカテゴリー情報・デザイン、ドメイン管理、モバイル端末対応、コンテンツ管理システム活用

●積極的な情報公開

反復継続的な開示請求情報の原則提供 等